

ロイヤルセゾンカード

ロイヤルメディカルクラブ 特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ロイヤルメディカルクラブ(以下「ロイヤルメディカルクラブ」という)と提携して発行するクレジットカードをロイヤルセゾンカード ロイヤルメディカルクラブ(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

ロイヤルメディカルクラブが運営する会員制クラブ「ロイヤル メディカルクラブ」及び「中山 メディカルクラブ」(以下総称して「クラブ」という)会員であるお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。なお、本カードはクラブの会員証を兼ねるものとします。

第3条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)が適用されます。但し、本カードはセゾンカード規約第27条(年会費)及び第28条(弁済金等の支払方法等)(1)の分割払いについては適用されません。

第4条(本カード紛失・盗難の届出)

本カードを紛失された場合または盗難にあわれた場合は、セゾンカード規約第16条(カードの紛失、盗難等)(1)に従い当社にお届けください。

第5条(お届け事項の変更等)

セゾンカード規約第18条(お届け事項の変更等)(1)の住所、氏名、電話、勤務先、金融機関口座等のお届け事項に変更があった場合は、当社にお届けください。

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加いたします。

(1)⑩会員がクラブの会員資格を取り消したとき。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。